

府内市町村における受動喫煙防止対策実施状況

(大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課調査：令和元年7月1日現在)

改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき、府内市町村における受動喫煙防止対策実施状況について調査した結果は下表のとおりでした。

- 第一種施設に該当する施設は敷地内禁煙又は敷地内全面禁煙でした。特に保育所・幼稚園・学校等は全施設で敷地内全面禁煙を達成しました。
- 第二種施設に該当する議会関係スペースは全市町村で屋内全面禁煙でした。

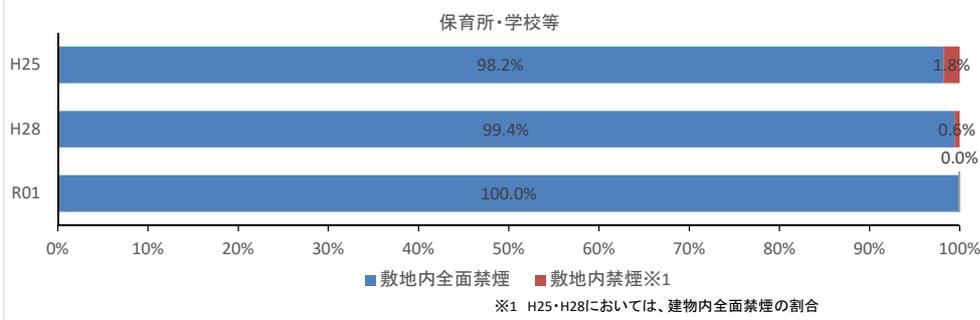
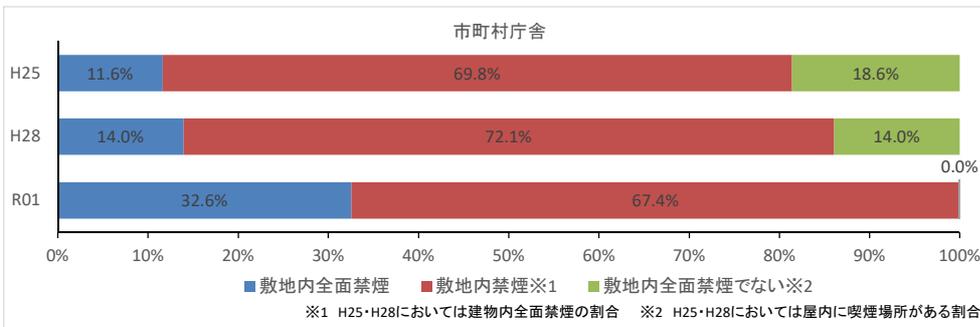
<調査対象施設>43市町村 (回収率100%)

■第一種施設 (市町村数)

本庁舎	出先機関 (第一種)	(施設数)						
		保育所	幼稚園	認定 こども園	小学校	中学校	高校	支援学校
43	43	225	233	109	981	460	24	3

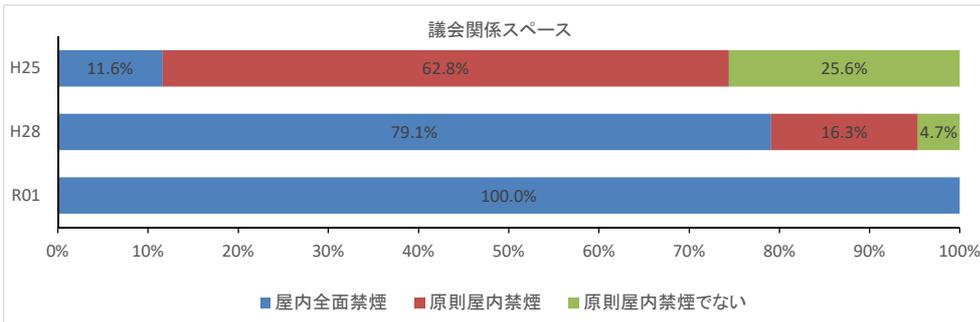
受動喫煙防止の方法	本庁舎		出先機関※ (第一種)		※複数回答あり
	件数	割合	件数	割合	
敷地内全面禁煙	14	32.6%	36	83.7%	
敷地内禁煙	29	67.4%	27	62.8%	
敷地内禁煙でない	0	0.0%	0	0.0%	
合計(市町村数)	43		43		

受動喫煙防止の方法	保育所	幼稚園	認定 こども園	小学校	中学校	高校	支援学校	全体	
敷地内全面禁煙	225	233	109	981	460	24	3	2035	100.0%
敷地内禁煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
敷地内禁煙でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計(施設数)	225	233	109	981	460	24	3	2035	



■第二種施設 (市町村数)

議会関係 スペース	43	受動喫煙防止の方法		議会関係 スペース	
		件数	割合	件数	割合
		43	100.0%	43	100.0%
		0	0.0%	0	0.0%
		0	0.0%	0	0.0%
		0	0.0%	0	0.0%
		43		43	



府内各市町村における「本庁舎・出先機関(第一種施設)受動喫煙防止対策実施状況一覧表
(大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課実施調査:令和元年7月1日現在)

【第一種施設】(令和元年7月1日施行)

- 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設及び行政機関の庁舎(政策の企画立案を行う施設や、法律により 市町村等に設置が義務付けられている施設等)は第一種施設に該当します。
- 第一種施設は改正健康増進法により2019年7月から「敷地内禁煙」が義務付けられています。さらに、条例により2020年4月から「敷地内全面禁煙」とし、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないこととする努力義務を規定しています。

施設状況の定義

- 敷地内全面禁煙: 屋内及び屋外が完全に禁煙。屋外に敷地を持たない施設において屋内禁煙の場合も含む。
- 敷地内禁煙: 屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則として禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している。
- 敷地内禁煙でない: 特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている、屋内に喫煙可能な場所がある。等
- ※ 特定屋外喫煙場所とは、敷地内の屋外で施設の利用者が通常立ち入らない場所に、区画され、喫煙することができる場所であることを記載した標識を掲示して設置する喫煙場所を言います

【第二種施設】(令和2年4月1日施行)

- 第一種施設以外の施設は第二種施設に位置づけられます。議会関係スペースは第二種施設に該当します。
- 第二種施設は改正健康増進法により2020年4月から「原則屋内禁煙」が義務付けられます。

施設状況の定義

- 屋内全面禁煙: 屋内を完全に禁煙としている。
- 原則屋内禁煙(喫煙専用室設置): 煙の流出防止措置が講じられた喫煙専用の部屋を設け、それ以外の屋内は禁煙としている。
- 原則屋内禁煙(指定たばこ専用喫煙室設置): 煙の流出防止措置が講じられた指定たばこ(加熱式たばこ)専用の喫煙室を設け、それ以外の屋内は禁煙としている。
- 原則屋内禁煙でない: 屋内で喫煙室等を設置せず自由に喫煙させている、喫煙専用室等以外の場所を禁煙としていない、等

市町村名	本 庁 舎				備考	議会関係スペース(控え室含む)				備考	第一種施設に該当する出先機関				備考
	敷地内全面禁煙(屋外に敷地を持たない場合も含む)	敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置)	敷地内禁煙でない			屋内全面禁煙	原則屋内禁煙		原則屋内禁煙でない		敷地内全面禁煙(屋外に敷地を持たない場合も含む)	敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置)	敷地内禁煙でない		
			特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている	屋内に喫煙可能な場所がある			屋内に喫煙専用室を設置している。	屋内に指定たばこ専用喫煙室を設置している。					特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている	屋内に喫煙可能な場所がある	
大 阪 市	○				○					○	○			一部特定屋外喫煙場所有り	
堺 市		○			平成16年4月1日から	○					○	○		出先機関によって異なる	
岸 和 田 市		○				○					○				
豊 中 市		○				○				市有施設受動喫煙防止ガイドラインでH25年に屋内全面禁煙達成	○	○		消防局等:敷地内禁煙 保健所等:敷地内全面禁煙	
池 田 市		○				○						○			
吹 田 市	○					○				第一種施設である本庁舎内にあるため、敷地内禁煙実施済	○	○		24時間勤務及び災害時対応を考慮し、消防施設においては特定屋外喫煙場所設置	
泉 大 津 市	○					○					○				
高 槻 市		○				○						○			
貝 塚 市		○				○					○	○		消防署(出張所含む)以外は、敷地内全面禁煙	
守 口 市		○				○					○	○		保健センター・児童発達支援センターの2カ所は敷地内全面禁煙、水道局庁舎・クリーンセンターの2カ所は敷地内禁煙。	
枚 方 市		○			2020年4月以降の屋外喫煙場所のあり方については検討中。	○					○				
茨 木 市		○				○					○	○		消防本部・分署は特定屋外喫煙場所設置あり。	
八 尾 市	○					○					○				
泉 佐 野 市		○				○					○	○			
富 田 林 市	○					○					○	○		消防本部と2箇所の分署には特定屋外喫煙場所が設置されている。	
寝 屋 川 市		○				○					○	○		出先機関によって異なる。保健福祉センター、こどもセンター等は敷地内全面禁煙。	
河 内 長 野 市		○				○					○	○		消防署に特定屋外喫煙場所設置	
大 東 市		○				○					○			保健センター	
松 原 市		○				○						○			
和 泉 市		○				○						○			
箕 面 市		○			支所は敷地内全面禁煙	○				本庁の中に議会スペースあり。	○	○		上下水道局、消防署は敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置)	
柏 原 市		○				○						○			
羽 曳 野 市		○				○					○				
門 真 市		○				○					○	○		市民プラザ内にあるこども発達支援センター及びびなかよし広場及び教育センター(第2種施設内にある第1種施設)は、市民プラザの対応に準じ、2020年4月以降、現在1カ所ある特定屋外喫煙場所を撤去予定。	
摂 津 市	○					○					○				
高 石 市		○				○						○			
藤 井 寺 市		○				○					○				
東 大 阪 市	○					○					○	○		敷地内全面禁煙:51ヶ所 敷地内禁煙:4ヶ所	
泉 南 市		○				○					○	○		各施設による	
四 條 畷 市		○				○					○	○		子育て総合支援センターは敷地内全面禁煙、田原支所は特定屋外喫煙場所設置。	
交 野 市		○				○				市役所内(第1種施設)にあり、敷地内禁煙。	○	○		敷地内全面禁煙:4カ所 市役所出張所・水道局(浄水場)・消防本部・児童センター 敷地内禁煙:福祉センター(裏の出入口の屋外に喫煙場所あり) 消防署(休憩時間及び時間外にて職員等が特定屋外喫煙場所使用)	
大 阪 狭 山 市	○					○					○				
阪 南 市	○					○					○				
島 本 町	○					○					○				
豊 能 町		○				○					○				
能 勢 町		○			令和2年4月より敷地内全面禁煙	○						○		令和2年4月より敷地内全面禁煙	
忠 岡 町		○				○					○	○		敷地内全面禁煙:文化会館 敷地内禁煙:福祉センター(裏の出入口の屋外に喫煙場所あり) 消防署(休憩時間及び時間外にて職員等が特定屋外喫煙場所使用)	
熊 取 町		○			特定屋外喫煙場所2カ所	○				議場、議員控室、議会事務局執務室(東館3階フロア全面)	○	○		敷地内全面禁煙:熊取ふれあいセンター、教育・子どもセンター、学童 敷地内禁煙:希望が丘受水・配水場(特定屋外喫煙場所1カ所)	
田 尻 町	○					○					○				
岬 町		○				○					○				
太 子 町	○					○					○				
河 南 町	○				平成23年4月1日から	○					○			平成23年4月1日から	
千 早 赤 阪 村	○					○					○				
	14	29	0	0		43	0	0	0		36	27	0	0	

**府内各市町村における「公立保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校」受動喫煙防止対策実施状況一覧
(大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課実施調査:令和元年7月1日現在)**

○「保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校」は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として、第一種施設に該当します。
○これらの施設は、改正健康増進法により2019年7月から「敷地内禁煙」が義務付けられています。さらに、条例により2020年4月から「敷地内全面禁煙」とし、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないこととする努力義務を規定しています。
○以下、分枝は内数です。

施設状況の定義

A 敷地内全面禁煙(屋内及び屋外が完全に禁煙。屋外に敷地を持たない施設において屋内禁煙の場合も含む。)

B 敷地内禁煙(屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則として禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している。)

C 敷地内禁煙でない(特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている、屋内に喫煙可能な場所がある、等)

※ 特定屋外喫煙場所とは、敷地内の屋外で施設の利用者が通常立ち入らない場所に、区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所を言います

(実数)

市町村名	保育所					幼稚園					認定こども園					小学校					中学校					備考
	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	
大阪市	62	62	0	0	平成21年4月1日	52	52	0	0	平成20年4月1日	—	—	—	—	公立なし	289	289	0	0	平成20年4月1日	130	130	0	0	平成20年4月1日	
堺市	0	—	—	—	公立なし	9	9	0	0	平成16年4月1日	17	17	0	0	平成16年4月1日	92	92	0	0	平成16年4月1日	43	43	0	0	平成16年4月1日	
岸和田市	11	11	0	0	平成16年4月1日	23	23	0	0	平成23年4月1日	—	—	—	—	公立なし	24	24	0	0	平成25年4月1日	11	11	0	0	平成25年4月1日	
豊中市	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	26	26	0	0	平成27年4月1日	41	41	0	0	平成31年度から	18	18	0	0	平成31年度から	
池田市	2	2	0	0	平成21年1月1日	2	2	0	0	平成21年1月1日	2	2	0	0	平成31年4月1日	10	10	0	0	平成21年1月1日	5	5	0	0	平成21年1月1日	義務教育学校1校は小・中学校にそれぞれ計上
吹田市	15	15	0	0	平成20年5月1日以前	7	7	0	0	平成21年4月1日から	9	9	0	0	平成28年度から	36	36	0	0	平成21年4月1日から	18	18	0	0	平成21年4月1日から	
泉大津市	4	4	0	0	不明	4	4	0	0	平成15年8月1日	3	3	0	0	—	8	8	0	0	平成23年4月1日	3	3	0	0	平成23年4月1日	
高槻市	13	13	0	0	平成16年6月1日	21	21	0	0	平成16年6月1日	2	2	0	0	平成27年4月1日、平成31年4月1日	41	41	0	0	平成16年6月1日	18	18	0	0	平成16年6月1日	
貝塚市	—	—	—	—	公立なし	6	6	0	0	平成16年4月1日	4	4	0	0	開園時	11	11	0	0	—	5	5	0	0	—	
守口市	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	3	3	0	0	平成28年度から順次、平成30年度に完了	14	14	0	0	平成22年9月1日	8	8	0	0	平成22年9月1日	義務教育学校1校は小・中学校にそれぞれ計上
枚方市	11	11	0	0	平成18年4月1日	11	11	0	0	平成18年4月1日	—	—	—	—	公立なし	45	45	0	0	平成24年4月1日	19	19	0	0	平成29年4月1日	
茨木市	6	6	0	0	不明	8	8	0	0	平成20年6月1日	5	5	0	0	平成20年6月1日	32	32	0	0	平成20年6月1日	14	14	0	0	平成20年6月1日	幼稚園は1園休園中
八尾市	2	2	0	0	平成20年4月1日	3	3	0	0	平成16年5月1日	5	5	0	0	平成31年4月1日	28	28	0	0	平成16年5月1日	15	15	0	0	平成16年5月1日	義務教育学校1校は小・中学校にそれぞれ計上
泉佐野市	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	3	3	0	0	開園時	13	13	0	0	平成25年3月	5	5	0	0	平成25年3月	
富田林市	6	6	0	0	平成16年4月1日	11	11	0	0	平成16年4月1日	—	—	—	—	公立なし	16	16	0	0	平成16年4月1日	8	8	0	0	平成16年4月1日	
寝屋川市	6	6	0	0	平成20年4月1日	5	5	0	0	平成17年4月1日	—	—	—	—	公立なし	24	24	0	0	平成22年4月1日	12	12	0	0	平成22年4月1日	
河内長野市	12	12	0	0	平成15年5月1日	2	2	0	0	平成15年5月1日	11	11	0	0	平成15年5月1日	13	13	0	0	平成15年5月1日	7	7	0	0	平成15年5月1日	
大東市	3	3	0	0	平成22年10月1日	2	2	0	0	平成22年4月1日	—	—	—	—	公立なし	12	12	0	0	平成22年4月1日	8	8	0	0	平成22年4月1日	
松原市	4	4	0	0	平成17年夏頃	5	5	0	0	平成18年4月頃	—	—	—	—	公立なし	15	15	0	0	平成22年4月	7	7	0	0	平成22年4月	
和泉市	9	9	0	0	平成19年4月	4	4	0	0	平成20年4月	—	—	—	—	公立なし	21	21	0	0	平成19年4月	10	10	0	0	平成19年4月	義務教育学校1校は小・中学校にそれぞれ計上
箕面市	5	5	0	0	平成22年4月1日	3	3	0	0	平成15年5月1日	6	6	0	0	平成25年	14	14	0	0	平成22年4月1日	8	8	0	0	平成23年4月1日	小中一貫校2校はそれぞれ計上
柏原市	5	5	0	0	平成17年4月1日	5	5	0	0	平成17年4月1日	—	—	—	—	公立なし	11	11	0	0	平成24年12月	7	7	0	0	平成24年12月	
羽曳野市	5	5	0	0	平成22年4月1日	12	12	0	0	平成22年4月1日	1	1	0	0	開園時	14	14	0	0	平成22年4月1日	6	6	0	0	平成22年4月1日	義務教育学校1校は小・中学校にそれぞれ計上
門真市	2	2	0	0	平成15年4月1日	1	1	0	0	平成22年1月1日	1	1	0	0	開園時	14	14	0	0	平成22年1月	6	6	0	0	平成22年1月	
摂津市	3	3	0	0	平成21年4月	3	3	0	0	平成21年4月	—	—	—	—	公立なし	10	10	0	0	平成21年4月	5	5	0	0	平成21年4月	
高石市	1	1	0	0	開所時	1	1	0	0	平成24年6月28日	—	—	—	—	公立なし	7	7	0	0	平成25年4月	3	3	0	0	平成25年4月	
藤井寺市	6	6	0	0	平成23年5月12日	8	8	0	0	平成19年4月1日	—	—	—	—	公立なし	7	7	0	0	平成22年1月1日	3	3	0	0	平成22年1月1日	
東大阪市	13	13	0	0	平成22年5月1日	9	9	0	0	平成22年4月1日	3	3	0	0	開園時	51	51	0	0	平成22年4月1日	25	25	0	0	平成22年4月1日	義務教育学校2校は小・中学校にそれぞれ計上
泉南市	1	1	0	0	平成15年9月1日	2	2	0	0	平成15年9月1日	1	1	0	0	開園時	10	10	0	0	平成18年9月1日	4	4	0	0	平成18年9月1日	
四條畷市	1	1	0	0	平成15年9月1日	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	開園時	7	7	0	0	平成15年9月1日	3	3	0	0	平成15年9月1日	
交野市	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	3	3	0	0	平成21年7月1日	10	10	0	0	平成21年7月1日	4	4	0	0	平成21年7月1日	
大阪狭山市	—	—	—	—	公立なし	3	3	0	0	平成15年9月1日	1	1	0	0	開園時	7	7	0	0	平成15年9月1日	3	3	0	0	平成15年9月1日	
阪南市	3	3	0	0	開所時から	4	4	0	0	平成17年9月1日	—	—	—	—	公立なし	8	8	0	0	平成17年9月1日	5	5	0	0	平成17年9月1日	
島本町	2	2	0	0	平成16年4月1日	1	1	0	0	平成16年4月1日	0	0	0	0	公立なし	4	4	0	0	平成16年4月1日	2	2	0	0	平成16年4月1日	
豊能町	1	1	0	0	平成14年	1	1	0	0	平成14年	1	1	0	0	平成14年	4	4	0	0	平成14年	2	2	0	0	平成14年	
能勢町	1	1	0	0	昭和56年3月31日	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	平成22年4月1日	1	1	0	0	平成22年4月1日	
忠岡町	1	1	0	0	平成15年4月1日	1	1	0	0	平成15年4月1日	—	—	—	—	公立なし	2	2	0	0	平成15年4月1日	1	1	0	0	平成23年4月1日	
熊取町	4	4	0	0	平成15年5月1日	—	—	—	—	公立なし	—	—	—	—	公立なし	5	5	0	0	平成21年4月1日	3	3	0	0	平成21年4月1日	
田尻町	1	1	0	0	平成16年4月1日	1	1	0	0	平成16年4月1日	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	平成22年4月1日	1	1	0	0	平成24年4月1日	
岬町	3	3	0	0	平成15年9月1日	1	1	0	0	平成20年度	—	—	—	—	公立なし	3	3	0	0	平成20年度	1	1	0	0	平成20年度	
太子町	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	平成10年4月	—	—	—	—	公立なし	2	2	0	0	平成10年4月	1	1	0	0	平成10年4月	
河南町	1	1	0	0	平成16年5月31日 平成24年4月1日(新設)	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	平成30年4月1日(開園)	2	2	0	0	平成22年6月1日 平成31年4月1日	1	1	0	0	平成22年6月1日	
千早赤阪村	—	—	—	—	公立なし	1	1	0	0	平成12年4月1日	—	—	—	—	公立なし	2	2	0	0	平成22年5月1日	1	1	0	0	平成22年5月1日	
	225	225	0	0		233	233	0	0		109	109	0	0		981	981	0	0		460	460	0	0		

**府内各市町村における「公立高等学校・支援学校」受動喫煙防止対策実施状況一覧
(大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課実施調査:令和元年7月1日現在)**

○「高等学校・支援学校」は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として、第一種施設に該当します。
○これらの施設は、改正健康増進法により2019年7月から「敷地内禁煙」が義務付けられています。さらに、条例により2020年4月から「敷地内全面禁煙」とし、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないこととする努力義務を規定しています。

施設状況の定義

A :敷地内全面禁煙(屋内及び屋外が完全に禁煙。屋外に敷地を持たない施設において屋内禁煙の場合も含む。)

B 敷地内禁煙(屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則として禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している。)

C 敷地内禁煙でない(特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている、屋内に喫煙可能な場所がある、等)

※ 特定屋外喫煙場所とは、敷地内の屋外で施設の利用者が通常立ち入らない場所に、区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所を言います

(実数)

市町村名	高等学校					支援学校					備考
	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	総数	A	B	C	敷地内全面禁煙開始時期	
大阪市	21	21	0	0	平成20年4月1日	—	—	—	—	—	
堺市	1	1	0	0	平成16年4月1日	3	3	0	0	平成16年4月1日	
岸和田市	1	1	0	0	平成20年4月1日	—	—	—	—	—	
東大阪市	1	1	0	0	令和元年7月1日	—	—	—	—	—	
	24	24	0	0		3	3	0	0		